



主 な 内 容

3面 ■ 情報公開・個人情報保護制度～25年度の運用状況と制度のあらまし／4面 ■ 25年度下半期財政状況をお知らせします／5面 ■ あらかわの伝統技術展職人体験コーナーの参加者を募集

発行 ■ 荒川区 ☎(3802)3111 〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3／毎月1日・11日・21日／80000部発行

給付金に関する問い合わせは 荒川区臨時給付金コールセンターへ

☎(0570)057-035

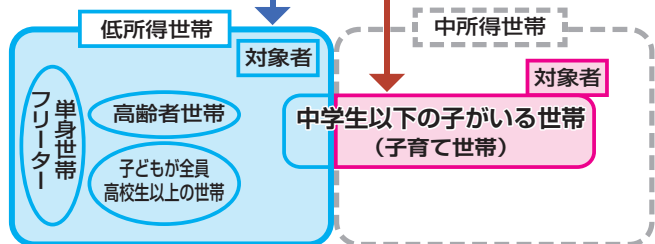
＊通話料が掛かります

＊午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日等を除く）

支給対象者イメージ図

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金



＊ご自身が対象となるかは、対象者診断チャート（右下図）を参考にして下さい

よくある質問にお答えします

Q 支給は何回行われるのですか

A 今回の給付金の支給は1回限りで、受給出来る給付金はいずれか1つの給付金です。

Q 申請書はどのようにして入手するのですか

A 荒川区で給付金を受けられる可能性がある方には、区から申請書を送付します。

Q 26年1月2日以降に荒川区に引っ越してきた場合はどこに申請するのですか

A 26年1月1日に住民登録をしていた区市町村が申請窓口になります。申請方法等は、各区市町村にお問い合わせ下さい。

Q 26年1月2日以降に出生した子どもは、支給の対象になりますか

A 26年1月2日以降に出生したお子さんは、支給対象外です。

振り込め詐欺・個人情報の 詐取にご注意下さい

区や厚生労働省などは、次のようなことは絶対に行いません。不審な電話や訪問がありましたら、区内警察署または区の生活安全課にご相談下さい。

- ▷ A T M（銀行・コンビニエンスストアなどの自動現金預払機）の操作をお願いすること
- ▷ A T Mを自分で操作して他人からお金を振り込んでもらうこと
- ▷ 各給付金を給付するために手数料などの振り込みを求めること

相談・問合せ

▷ 南千住警察署 ☎(3805)0110 ▷ 荒川警察署 ☎(3801)0110
▷ 尾久警察署 ☎(3810)0110 ▷ 生活安全課 ☎内線494

臨時福祉給付金

対象 次の要件をすべて満たす方
▽26年1月1日時点で、荒川区の住民基本台帳に記録されている

方
▽26年度の特別区民税・都民税（住民税）の均等割が課税されている方
＊26年度分の住民税が課税されている方に扶養されている方及び

対象 次の要件をすべて満たす方
▽26年1月1日時点で、荒川区の住民基本台帳に記録されている方
▽26年1月分の児童手当または特例給付を受給している方
▽25年中の所得が児童手当の所得制限額未満の方

審査を行い、支給決定となった方には、申請時に指定された預金口座に、給付金を振り込みます。申請から振り込みまでは、1～2カ月ほどかかる見込みです。
＊金融機関の預金口座をお持ちでない方は、ご相談下さい

4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の少ない方への負担を軽減するために「臨時福祉給付金」を、子育て世帯への経済的影響を緩和するために「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。支給の対象となる可能性がある方には事前に申請書を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送するか、直接申請受付窓口へ持参して下さい。
申請 〒116-0002 荒川区荒川2-1-15 セントラル荒川ビル3階 荒川区臨時給付金窓口（荒川消防署隣）
＊セントラル荒川ビルには駐輪場がありません。近隣に臨時駐輪場がありますので、ご利用下さい

子育て世帯臨時特例給付金

対象 次の要件をすべて満たす方
▽26年1月1日時点で、荒川区の住民基本台帳に記録されている方

給付金の支給

生活保護を受給している方は、支給対象外
支給金額 一人につき1万円
給付金額 一人につき1万円
＊高齢基礎年金等を受給している方は、一人につき1万5千円
給付金額 対象となるお子さん一人につき1万円
＊対象となるお子さんが、臨時福祉給付金の支給対象または、生活保護を受給している場合は、支給対象外

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金 の受け付けを開始します

申請受付期間

臨時福祉給付金

7月1日(火)
～12月26日(金)

子育て世帯臨時特例給付金

8月1日(金)
～12月26日(金)

対象者診断チャート

＊生活保護を受けている方は、保護基準の改定で対応しているため、給付金の対象ではありません

診断スタート
26年度分の住民税は課税されていますか

いいえ
26年度分の住民税が課税されている方に扶養されていますか

いいえ
基礎年金・児童扶養手当等を受給していますか

臨時福祉
臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります
給付金額 1万円

臨時福祉
臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります
給付金額 1万5千円
＊加算を含む

子育て世帯
子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となる可能性があります
給付金額 1万円

対象ではありません

はい
26年1月分の児童手当・特例給付を受給していますか

いいえ
25年中の所得は児童手当の制限額未満ですか